

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09D:機械器具設置工事	平野区	日揮(株)	242,000,000	令和2年4月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	桜宮配水場自家発電設備修繕	09B:上下水道施設工事	都島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	3,300,000	令和2年5月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
3	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 外	(株) デイケイケイサービス関西	27,500,000	令和2年5月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	東横堀川水門マイターゲート修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	(株) IHIインフラ建設	6,930,000	令和2年6月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
5	道頓堀川水門バイパスゲート開閉装置改修工事	09D:機械器具設置工事	浪速区	阪神テクノサービス(株)	58,366,000	令和2年6月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
6	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	島津システムソリューションズ(株)	7,975,000	令和2年6月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
7	柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 外	向洋電機(株)	44,990,000	令和2年6月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
8	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	539,000,000	令和2年6月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	119,900,000	令和2年6月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	楠葉取水場活性炭注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	枚方市	月島テクノメンテサービス(株)	6,820,000	令和2年6月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
11	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	518,100,000	令和2年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラゲ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

2

随意契約理由書

1 案件名称

桜宮配水場自家発電設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、桜宮配水場に設置している自家発電設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備の自家発電設備を含む受配電設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

平成17年4月より、当該各設備にかかる修繕を含む保守点検業務は三菱電機（株）より三菱電機プラントエンジニアリング（株）へ移管されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

3

随意契約理由書

1 案件名称
柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)

2 契約の相手方
(株) デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、東亜ディーケーケー(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により計器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の計器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は東亜ディーケーケー(株)より修繕業務を移管されている(株)デイケイケイサービス関西である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

4

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門 マイターゲート修繕

2 契約の相手方

(株) I H I インフラ建設

3 随意契約理由

東横堀川水門は、道頓堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」を備えた水門施設である。

本修繕は、同水門施設上流側に設置されているマイターゲート右岸側の扉体と回転軸柱溶接接続部に生じた亀裂損傷部（R2.3月、直営点検にて発見）を修繕するものであり、現状のまま運転を継続すれば確実に亀裂は進行し、結果、運転不能となることから水門施設としての役割を果たすことができない。

また、亀裂が致命的な程度へ進行すれば、その修復にかかる期間は長期化、莫大な費用も必要となることから早急に修繕を実施する必要がある。

本水門は（株）栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、修繕にあたっては、設備の構造を十分に熟知し、迅速かつ製作当初の設計に基づいて行う必要があり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に（株）I H I インフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は（株）I H I インフラシステムから上記業者に業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

5

随意契約理由書

1 工事名称

道頓堀川水門 バイパスゲート開閉装置改修工事

2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」を備えた水門施設である。

本工事は道頓堀川水門が備える各機能を長期にわたり良好な状態を維持するため、耐用年数に達した内・外水位調整を行うバイパスゲート開閉装置の取替を行うものである。

バイパスゲート開閉装置は、阪神動力機械(株)の独自技術により設計・製作されており、工事にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行い、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、阪神動力機械(株)の水門保守点検整備業務は、上記業社に業務移管されていることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

6

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（※TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により計器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の計器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

7

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、城東配水場、咲洲配水場、住吉配水場、住之江配水場、大淀配水場、巽配水場、長居配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、東淀川浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該修繕業務は、横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より当該水質計器の修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

9

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は荏原実業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場活性炭注入設備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場に設置している活性炭注入設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、月島機械(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械(株)より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス(株)である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 工事名称 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)